

[定] 2-1-1 弘前市防災会議条例

平成18年2月27日
弘前市条例第215号

改正

平成24年3月22日弘前市条例第1号
平成25年3月22日弘前市条例第10号
平成30年9月28日弘前市条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、弘前市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弘前市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、35名以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 弘前地区消防事務組合消防長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 弘前市教育委員会教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が必要と認めた者

6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、青森県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部防災課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成24年3月22日弘前市条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日弘前市条例第36号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

[定] 2-2-1 弘前市災害対策本部条例

平成18年2月27日
弘前市条例第216号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、弘前市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

[定] 4-2-1 災害救助法の適用基準

(県健康福祉部健康福祉政策課)

① 災害救助法の適用基準の内容

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一原因の災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ（（ア）、（イ））かに該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が、次のいずれ（A・B・C・D）かに該当する場合

A 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（災害救助法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号）

（令別表第 1）

| 市町村の区域内の人口 | 住家滅失世帯数 |
|----------------------|---------|
| 5,000 人未満 | 30 世帯 |
| 5,000 人以上 15,000 人未満 | 40 // |
| 15,000 // | 50 // |
| 30,000 // | 60 // |
| 50,000 // | 80 // |
| 100,000 // | 100 // |
| 300,000 // | 150 // |

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 2 号）

（令別表第 2）

| 都道府県の区域内の人口 | 住家滅失世帯数 |
|-----------------------------|----------|
| 1,000,000 人未満 | 1,000 世帯 |
| 1,000,000 人以上 2,000,000 人未満 | 1,500 // |
| 2,000,000 // | 2,000 // |
| 3,000,000 // | 2,500 // |

（令別表第 3）

| 市町村の区域内の人口 | 住家滅失世帯数 |
|----------------------|---------|
| 5,000 人未満 | 15 世帯 |
| 5,000 人以上 15,000 人未満 | 20 // |
| 15,000 // | 25 // |
| 30,000 // | 30 // |
| 50,000 // | 40 // |
| 100,000 // | 50 // |
| 300,000 // | 75 // |

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

（令別表第 4）

| 都道府県の区域内の人口 | 住家滅失世帯数 |
|-----------------------------|-----------|
| 1,000,000 人未満 | 5,000 世帯 |
| 1,000,000 人以上 2,000,000 人未満 | 7,000 // |
| 2,000,000 // | 9,000 // |
| 3,000,000 // | 12,000 // |

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

府令で定める特別な事情とは、災害に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（以下「基準府令」という。）第1条）であり、具体的には次のような場合であること。

- a 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合
- c 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第4号)

府令で定める基準とは以下のとおりである。

A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準府令第2条第1号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされる場合

- b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

B 災害に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準府令第2条第2号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

- b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

- c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大

ii) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化

iii) 雪崩発生による人命及び住家被害発生

② 災害救助法適用基準市町別一覧表（弘前市を抜粋）

| 市町村名 | 人口 (平成31.3.1現在) | 全壊 全焼 流失 | 半壊 半焼 | 床上 浸水 | 青森県被害世帯数が 1,500以上に達した場合 (滅失の世帯数) |
|------|--------------------|----------------|----------|----------|--|
| 弘前市 | 171,643 | 100 | 200 | 300 | 50 |

③ 滅失世帯数算出基準

| 区分 | 算定基準 |
|-----------|-------|
| 全壊、全焼、流失 | 1世帯 |
| 半壊、半焼 | 1/2世帯 |
| 床上浸水、土砂堆積 | 1/3世帯 |

④ 被害程度の認定基準

| 種類 | 統一基準 |
|------------------|---|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 |
| 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 |
| 重傷者 軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月末満で治癒できる見込みのものとする。 |
| 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| 非住家 | 住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |
| 住家全壊 (全焼・全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊 (半焼) | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 |
| 床上浸水 | 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの |
| 床下浸水 | 浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの |
| 一部破損 | 住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの |

⑤ 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待つことまがないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行細則第1条の2）

○弘前市災害対策本部班別業務分担における主な救助関連業務の担当一覧

| 業務の種類 | 担当部署 |
|------------------------------|---------------|
| 災害救助法（他の主管に属するものを除く。）に関すること。 | 福祉総務班 |
| 避難所の設置 | 生活福祉班 |
| 応急仮設住宅の供与 | 建築住宅班 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 介護福祉班、人事班 |
| 飲料水の供与 | 上下水道班 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | こども家庭班 |
| 医療及び助産 | 病院班、健康増進班 |
| 災害にかかった者の救出 | 消防班 |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 建築住宅班 |
| 学用品の給与 | 学務健康班 |
| 埋葬 | 市民班 |
| 死体の搜索 | 市民班 |
| 死体の処理 | 市民班 |
| 障害物の除去 | 土木班、道路維持班、環境班 |
| 応急救助のための輸送 | 管財班 |
| 応急救助のための人夫 | 人事班 |

[定] 4-2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(青森県災害救助法施行細則)

平成30年4月1日現在)

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|-----------------|--|--|--|---|
| 避難所 | 災害により現に被害を受けている者及び災害により被害を受けるおそれのある者に供与する。 | (基本額) 避難所設置費 一人 一日当たり 320円以内 (加算額) 高齢者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平時に要すると認められる額を上記の額に加算する。 | 避難所を開設できる期間は災害発生の日から七日以内 | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。 |
| 応急仮設住宅 | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者ものに建設型仮設住宅の設置、借上型仮設住宅の提供その他適切な方法により供与 | ○建設型仮設住宅 1 一戸当たりの規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料、労務費、附帯設備工事、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 2 基本額一戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域において平時に要すると認められる額 4 福祉仮設住宅を建設型仮設住宅として設置する場合の福祉仮設住宅の部屋数は、建設型仮設住宅の設置戸数とみなす。 ○借上型仮設住宅 1 一戸当たりの規模 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に定める規模に準じる。その借り上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費とし、当該地域の実情に応じた額とする。 | 1 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内着工し、速やかに設置する。 2 建設型仮設住宅を供与できる期間は、当該建設型仮設住宅の完成の日から建築基準法第八十五条第三項又は第四項の規定による許可に係る期間内とする。 | 1 供与期間は2年以内 2 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域において平時に要すると認められる額とする。 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に避難している者 2 住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者 | 一人一日当たり 1,140円以内 | 災害発生の日から7日以内 | |
| 飲料水の供給 | 災害のため現に飲料水を得ることができない者 | 水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域において平時に要すると認められる額。 | 災害発生の日から7日以内 | |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 | | | | | |
|----------------------|--|---|------------------|---|---------|---------|---------|---------------|---------|
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 住家の全半壊(焼)、流失若しくは床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 (品目) 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料 | 1 季別(災害発生の日による。) 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) 2 世帯区分 一世帯当たり 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から10日以内に完了 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。 | | | | | |
| | | 区分 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算 | |
| | | 全壊 | 夏季 | 18,500円 | 32,800円 | 35,100円 | 42,000円 | 53,200円 | 7,800円 |
| | | 全焼 流失 | 冬季 | 30,600円 | 39,700円 | 55,200円 | 64,500円 | 81,200円 | 11,200円 |
| | | 半壊 | 夏季 | 6,000円 | 8,100円 | 12,200円 | 14,800円 | 18,700円 | 2,600円 |
| | | 半焼 床上浸水 | 冬季 | 9,800円 | 12,800円 | 18,100円 | 21,500円 | 27,100円 | 3,500円 |
| 医療 | 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置(範囲) 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療および施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護 | 医療は、救護班によって行う。 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 | | | | | |
| 助産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(範囲) 1 分娩の介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 | 分べんした日から7日以内 | | | | | | |
| 被災者の救出 | 災害のため現に生命、若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出する者 | 舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平時に要すると認められる額 | 災害発生の日から3日以内 | | | | | | |
| 被災した住宅の応急修理 | 1 災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 | 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり584,000円以内 | 災害発生の日から一月以内に完了 | | | | | | |
| 生業に必要な資金の貸与 | 災害のため住家が全壊(焼)又は流失し、正業の手段を失った世帯 | 生業費 一世帯当たり 30,000円 就職支援金 一世帯当たり 15,000円 | 災害発生の日から一月以内に完了 | 貸与条件 貸与期間 2年以内 利子 無利子 保証人 確実な者一人以上の連帯保証人 | | | | | |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|---------------------|--|--|---|---|
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷したこと等により、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒 (品目) 1 教科書 2 文房具 3 通学用品 | 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具費及び通学用品費 は、— 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円 | 災害発生の日から教科書については、1ヶ月以内 その他の学用品については、15日以内に完了 | |
| 埋葬 | 埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理程度のものを行ふ。棺又は棺材等の現物を埋葬を実施する者に支給 | 一体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内 | 災害発生の日から10日以内に完了 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 遺体の検索 | 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者 | 当該地域における平時に要すると認められる額 | 災害発生の日から10日以内に完了 | 1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 遺体の処理 | 災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。 (処理の範囲) 1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 2 遺体の一時保存 3 検査 | ・洗浄、縫合、消毒等 一体当たり 3,400円以内 ・一時保存 既存建物借上費 平時要すると認められる額 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 ・検査 救護班以外は慣行料金の額以内 | 災害発生の日から10日以内に完了 | 1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、台所、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去できない者 | 当該市内において行った障害物の除去につき 一世帯当たりの平均 1世帯当たりの平均 135,400円以内 | 災害発生の日から10日以内に完了 | |
| 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の検索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における平時に要すると認められる額 | 救助の実施が認められる期間以内 | |

| 範 囲 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|------------------------------|--|-----------------|-----|
| 災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規定する者 | 日当（午前八時三十分から午後五時までの間において業務に従事した場合の報酬） <ol style="list-style-type: none"> 1 医師、歯科医師 一人一日当たり 23,500 円以内 2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 一人一日当たり 15,700 円以内 3 保健師、助産師、看護師、准看護師 一人一日当たり 15,500 円以内 4 救急救命士 一人一日当たり 14,400 円以内 5 土木技術者・建築技術者 一人一日当たり 15,800 円以内 6 大工 一人一日当たり 24,300 円以内、 7 左官 一人一日当たり 24,500 円以内 8 とび職 一人一日当たり 22,700 円以内 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| | 時間外勤務手当 1人1時間当たり1に定める限度額の7.75分の1に相当する額に、100分の125から00分の150までの範囲内で知事が定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間に業務従事した場合にあっては、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（業務（知事定める業務を除く。）に従事した時間が1月について60時間を超えた場合にあっては、その60時間を超えて従事した時間に対して100分の150（午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあっては、10分の175）を乗じて得た額）以内の額 | | |
| | 旅費 1 車賃 1キロメートルにつき 25 円 2 宿泊料 一夜につき 9,200 円 3 旅行雑費 一日につき 1,200 円 | | |

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[定] 4－2－3 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯数が次の世帯数以上に達したとき行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

| 人 口 | 被災世帯数 |
|--------------|--------|
| 2万人未満 | 20世帯以上 |
| 2万人以上 5万人未満 | 30世帯以上 |
| 5万人以上 10万人未満 | 40世帯以上 |
| 10万人以上 | 50世帯以上 |

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与する事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40条）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

[定] 4－6－1 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と弘前管工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他のによる災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲と乙が相互に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の被害状況に応じ水道施設災害対策会議を主宰し、乙に対して会議への参加を要請するものとする。

2 甲は、前項の会議により、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

3 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により災害の状況、工事場所、工事内容、必要な人員、機材等について明示するものとする。

4 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、応援派遣を要請できるものとする。

（復旧活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧工事等に従事するものとする。

（報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとし、完了したときは、甲に完了報告書を提出しなければならない。

（費用負担）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧工事等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

(協議事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業

弘前市長 相馬鋸一

(乙) 弘前管工事業協同組合

理事長 赤石英樹

[定] 4-6-2 災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と青森県管工機材商業協同組合代表理事（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他のによる災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の資機材提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲が実施する水道施設の応急復旧にあたり、乙の資機材提供の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、主宰する水道施設災害対策会議において、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して資機材提供の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により必要な資機材について明示するものとする。

3 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、資機材の提供を要請できるものとする。

（供給活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに資機材の提供を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から供給業者の選定、資機材の供給をし、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により供給する組合員は、甲の指示により応急復旧工事等に必要な資機材の納入にあたり、指定された場所で甲の職員による検収を受けるものとする。

（報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる供給業者、資機材の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、供給する資機材について、出庫伝票又は納入伝票により整理し、甲に報告するものとする。

（費用の支払い）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために提供した資機材の費用については、甲が定める単価により積算し、乙と協議のうえ支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が資機材の供給に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 資機材の運搬、納入時の事故等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達及び資機材の必要量の把握を適正に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

(協議事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業

弘前市長 相馬 錠一

(乙) 青森県管工機材商業協同組合

代表理事 出戸端 勉

[定] 4－6－3 災害時における医療救護活動に関する協定

1 災害時における医療救護活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と社団法人弘前市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により同法に基づく救助の対象となる災害における医療救護活動には、本協定は適用しない。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が弘前市内において発生した場合に、弘前市地域防災計画に基づき、甲が被災地等で行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班等の派遣）

第2条 甲は、弘前市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合、必要に応じて、乙に対し医師の派遣又は救護班の編成及び派遣を要請するものとする。この場合において、甲は、救護所その他の派遣場所（以下「救護所等」という。）並びに派遣する人数及び班数を指定するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに派遣する医師又は救護班（以下「救護班等」という。）を決定し、これらを派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、派遣する医師の選任、救護班を構成する者の選任、携行する医薬品及び器具（以下「医薬品等」という。）の準備その他医療救護活動の実施に関する医療救護計画を早急に策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班等の業務）

第4条 救護班等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班等に対する指揮命令等）

第5条 救護班等に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指揮命令者を指定した場合は、直ちに乙に通知するものとする。

（医薬品等の供給等）

第6条 乙が派遣する救護班等が使用する医薬品等は、当該救護班等が携行するものほか、甲が供給するものとする。

2 甲は、救護班等の輸送その他医療救護活動が円滑に実施できるために必要な措置を講ずるものとする。

（医療行為を受けた者の費用負担）

第7条 第2条の規定に基づき、甲が指定した救護所等において、乙が派遣した救護班等による医療行為を受けた者は、費用負担を要しないものとする。

（医療救護活動の終了）

第8条 甲は、救護所等における医療救護活動が必要なくなったときは、その旨を乙に連絡するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による連絡を受けたときは、派遣している救護班等に、医療救護活動の終了を指示するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合において、次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班等の派遣に要する費用

(2) 救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医師又は救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(紛争の解決)

第10条 救護班等が実施した業務について、甲及び乙以外の者と紛争が生じた場合は、甲乙協議のうえ双方が誠意を持って紛争解決のために努力するものとする。

(防災訓練等)

第11条 甲及び乙は、協定に基づく医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜行うものとする。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 弘前市大字野田2丁目7番地1
社団法人 弘前市医師会
会長 田村瑞穂

2 災害時における医療救護活動に関する協定実施細目

平成22年4月1日付けで締結した災害時における医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づく実施細目は、次のとおりとする。

（救護班の構成）

第1条 協定第2条の規定により社団法人弘前市医師会（以下「乙」という。）が編成する救護班は、別に弘前市（以下「甲」という。）から指示がない限り、次の掲げる者より構成するものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 医 師 | 1名 |
| (2) 保健師、助産師、看護師又は準看護師 | 3名 |
| (3) 補助事務員 | 1名 |

（医療救護活動の報告）

第2条 乙が、協定第2条の規定により救護班等を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班等ごとに、次に掲げる書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（第1号様式）
- (2) 救護班員名簿（第2号様式）
- (3) 医薬品等使用報告書（第3号様式）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定により派遣した医師又は救護班員が、甲の指定した場所において従事した医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用については、乙がすべての医師又は救護班の費用を取りまとめ、費用弁償請求書（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定第9条第1号の規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により算出した額と同額とする。

（支 払）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに請求者に対し支払うものとする。

（実施日）

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字野田2丁目7番地1
社団法人 弘前市医師会
会長 田村 瑞穂

別 表 (第5条関係)

| | 医 師 | 保健師、助産師、看護師又は准看護師 | 補助事務員 |
|--|---|--|-------------------------|
| 日 当 (午前8時30分 から午後5時まで の間において業務 に従事した場合の 報酬) | 1人1日当り 21, 600円以内 | 1人1日当り 18, 700円以内 | 1人1日当り 8, 800円以内 |
| 時間外勤務手当 | 1人1時間当り「日当」に定める限度額の8分の1に相当する額に 100分の125(午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合 にあっては100分の150)を乗じて得た額以内の額 | | |
| 旅 費 | 車 賃 旅行雑費 宿 泊 料 | 1キロメートル当り 25円 1, 200円 9, 800円 | |

第1号様式 (第2条関係)

医療救護活動報告書

| 班名 | 災害発生場所 | 医療救護活動場所 | 活動状況 | 備考 |
|----|--------|----------|---|-------------|
| | | | 月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理 | 分 件 件 |
| | | | 月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理 | 分 件 件 |
| | | | 月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理 | 分 件 件 |
| | | | 月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理 | 分 件 件 |
| | | | 月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理 | 分 件 件 |
| | | | 月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理 | 分 件 件 |

第2号様式 (第2条関係)

救護班員名簿

| 班名 | 職種 | 氏名 | 所属 | 住所 | 従事期間 |
|----|----|----|----|----|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

第3号様式 (第2条関係)

医 藥 品 等 使 用 報 告 書

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける

災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので
報告します。

年 月 日

弘前市長 殿

社団法人 弘前市医師会
会長

印

別紙

事故傷病（死亡）者概要

| | | | | | |
|--------------|-----------|-----|-----|----|-----------|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 | 年齢 | 歳 |
| 住所 | | | | | |
| 職種 | | 勤務先 | | 班名 | |
| 傷病名 | | | | 程度 | 重傷・中等症・軽傷 |
| 外来・入院 (月日) | 医療機関名 | | | | |
| 受傷(発病)日時 | 年 月 日 時 分 | | | | |
| 受傷(発病)場所 | | | | | |
| 死亡原因 | | | | | |
| 死亡日時 | 年 月 日 時 分 | | | | |
| 死亡場所 | | | | | |
| 受傷・発病・死亡時の状況 | | | | | |

第5号様式 (第4条第1項関係)

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

弘前市長 殿

住 所
氏 名

印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日
までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

扶助金支給申請書

年 月 日

弘前市長 殿

住所
氏名

印

災害時における医療救護活動に関する協定第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

| | | | | | | |
|---------------------|----------|---------|-----------|-----|----------|--|
| 負傷・疾病 又は死亡した者の状況 | 氏名 | | 性別 | 男・女 | 出生年月日 | |
| | 住所 | | | | | |
| | 職種 | | 勤務先 | | 所属医療救護班名 | |
| | 傷病名 | | 受傷・発病年月日 | | | |
| | 死亡原因 | | 死 亡 年 月 日 | | | |
| 障害級別 | | 療養開始年月日 | | | 治癒年月日 | |
| 休業日数 | 年 月 日 から | | 年 月 日 まで | | 日 間 | |
| 休業期間中における業務上の収入の有無 | | | | | | |
| 扶助金支給基礎額 | | | | | | |
| 扶助金支給申請額 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

- 注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明その他証明となりうるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。
- 2 扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること。
 - 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
 - 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
 - 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

[定] 4－6－4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う応急対策業務を迅速かつ的確に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「応急対策業務」とは、道路、河川等の公共土木施設及び公共的農業用施設の機能確保及び回復のため、障害物の除去及び施設の応急復旧に係る業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

2 甲は、乙が応急対策業務を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策業務を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 応急対策業務のために要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、青森県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（災害補償）

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急対策業務に従事した者について、当該応急対策業務の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9
弘前建設業協同組合
理事長 一戸利光

2 災害時における応急対策業務の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務の協力に関する協定（以下「協定」という。）

第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(協力要請)

第3条 協定第3条に規定する書面は、応急対策業務協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策業務を必要とする場所
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) 応急対策業務の期間
- (5) その他応急対策業務の実施にあたり参考となる事項

(報告)

第4条 協定第5条に規定する書面は、応急対策業務実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所、実施期間、従事人員及び従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急対策業務の実施内容
- (3) 応急対策業務に従事した組合員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と応急対策業務について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては建設部長を、乙においては協同組合理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9
弘前建設業協同組合
理事長 一戸利光

応急対策業務協力要請書

弘前建設業協同組合
理事長 様

弘前市長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務の協力を要請します。

記

| | | |
|------------------|-------------------|--|
| 1 災害の状況 | | |
| 2 応急対策業務を必要とする場所 | | |
| 3 応急対策業務の内容 | | |
| 4 応急対策業務の期間 | | |
| 5 その他 | | |
| 6 連絡責任者 | | |
| 7 連絡先 | 電話番号： ファックス番号： | |
| | 整理番号 | |

年 月 日

応急対策業務実施報告書

弘前市長殿

弘前建設業協同組合
理事長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務を実施しましたので報告します。

記

| | | |
|------------------------------|-------------------|--|
| 1 応急対策業務を実施した場所 | | |
| 2 応急対策業務の実施期間 | | |
| 3 応急対策業務に従事した人員、車両、資機材の種類及び数 | | |
| 4 応急対策業務の実施内容 | | |
| 5 応急対策業務に従事した組合員名 | | |
| 6 その他 | | |
| 7 連絡責任者 | | |
| 8 連絡先 | 電話番号： ファックス番号： | |
| | 整理番号 | |

[定] 4－6－5 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

1 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第4条の協力要請により解体撤去に従事した者について、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、会員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錫一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
青森県解体工事業協会
津軽支部長 小野 勝行

2 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 解体撤去を必要とする場所
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去の期間
- (5) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

(解体撤去実施者)

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 建築物等の解体を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。
- (2) 災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

(報告)

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 解体撤去の実施内容
- (3) 解体撤去に従事した乙の会員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては防災課長を、乙においては支部長社代表取締役を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬錆一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
青森県解体工事業協会
津軽支部長 小野勝行

年　月　日

解体撤去協力要請書

青森県解体工事業協会
津軽支部長　　様

弘前市長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

| | | | | | | | |
|----------------|-------------------|---|---|----|---|---|-----|
| 1 災害の状況 | | | | | | | |
| 2 解体撤去を必要とする場所 | | | | | | | |
| 3 解体撤去の内容 | | | | | | | |
| 4 解体撤去の期間 | 年 | 月 | 日 | から | 年 | 月 | 日まで |
| 5 その他 | | | | | | | |
| 6 連絡責任者 | | | | | | | |
| 7 連絡先 | 電話番号： ファックス番号： | | | | | | |
| | 整理番号 | | | | | | |

年　月　日

解体撤去実施報告書

弘前市長 殿

青森県解体工事業協会
津軽支部長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

| | | | | | | | |
|-----------------------|------------------|---|---|------|---|---|-----|
| 1 解体撤去を実施した場所 | | | | | | | |
| 2 解体撤去の期間 | 年 | 月 | 日 | から | 年 | 月 | 日まで |
| 3 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等 | | | | | | | |
| 4 解体撤去の実施内容 | | | | | | | |
| 5 解体に従事した会員名 | | | | | | | |
| 6 その他 | | | | | | | |
| 7 連絡責任者 | | | | | | | |
| 8 連絡先 | 電話番号： ファクス番号： | | | | | | |
| | | | | 整理番号 | | | |

[定] 4－6－6 災害時における放送に関する協定

1 災害時等における放送に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とアップルウェーブ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して、これらに関する情報をコミュニティFM放送を通じて市民に提供することにより、災害に伴う被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とし、これに関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、台風、洪水、大規模火災、危険物の爆発、山崩れ、崖崩れ、放射性物質の大量放出、航空機の墜落等の災害対策基本法第2条第1項に定める災害及び人為的原因により生ずる被害とし、市民生活又は人命に重大な支障が予測できる状況をいう。
- (2) 「災害情報等」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、これらに関する情報をいう。

（災害情報等の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、その放送を要請することができる。

2 乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して災害情報等の速やかな提供を求めることができる。

（災害情報等の放送の実施）

第4条 乙は、災害情報等の放送について、甲の要請を踏まえ、乙の「非常災害時対策規定」に基づき、通常の番組に優先して放送するものとする。ただし、放送が実施できない状態にある場合は、直ちに甲へその旨を連絡するものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、災害情報等の放送目的のため甲から知り得た個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

（費用の負担）

第6条 災害情報等の放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、原則として災害情報等の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、災害による被害が甚大であり、災害情報等の放送が相当な期間を要する場合は、甲乙の協議によるものとする。
- (2) 災害情報等の放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかつた場合は、乙と当該広告主との協議によりその解決を図るものとする。

（防災訓練等）

第7条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錫一

乙 弘前市大字土手町38番地
アップルウェーブ株式会社
代表取締役社長 清藤 哲夫

2 災害時等における放送に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における放送に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(放送要請の基準)

第3条 協定第3条の規定により甲が乙に対し放送を要請するときは、概ね次の基準により行う。

(1) 台風等により、気象警報が発令され市民に災害に対する備えが必要と思われる場合

(2) 災害による被害の軽減のため、市民及び職員に対し、防災情報の伝達が必要と思われる場合

(要請等の様式)

第4条 甲が乙に対して行う放送の要請は、放送要請書（様式第1号）により行うものとし、乙が甲に対して災害情報等の提供を求める場合は、情報提供依頼書（様式第2号）により行うものとする。

(要請等の方法)

第5条 放送の要請等は、原則としてファクシミリで行い、電話で確認するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては広報広聴課長、乙においては常務取締役とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字土手町38番地
アップルウェーブ株式会社
代表取締役社長 清藤 哲夫

年 月 日

アップルウェーブ株式会社 殿

弘前市長

放送要請書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第1項の規定により、下記のとおり放送を要請します。

記

| | |
|--------|-----------|
| 災害等の名称 | |
| 発信時刻 | 年 月 日 時 分 |
| 放送内容等 | |
| その他 | |
| 連絡担当者 | |

年 月 日

弘前市長 殿

アップルウェーブ株式会社

情報提供依頼書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第2項の規定により、下記のとおり災害情報等の提供を依頼します。

記

| | |
|--------|-----------|
| 災害等の名称 | |
| 発信時刻 | 年 月 日 時 分 |
| 伝達内容等 | |
| その他の | |
| 連絡担当者 | |

[定] 4－6－7 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

1 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において大震災や台風、大雪などの災害が発生し、電力の復旧対策が必要となった場合に、甲の所有する施設を緊急的に乙が使用できること及び実際に乙が使用する際の手続きが円滑に行われることを目的とし、これらを遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 甲が所有し本協定で取扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

（適用条件）

第3条 この協定は、災害により乙の設備に大規模な被害が発生し、乙の復旧応援隊による大規模な復旧活動が行われる際に、乙から甲に対して対象施設の使用許可申請があり、甲が使用を許可した場合に適用するものとする。

（使用許可申請と使用許可）

第4条 乙は対象施設を使用する場合は、電話等により申請し、事後に書面を提出するものとする。

2 甲は、乙から使用許可申請を受けた場合は、特別の事情が無い限りこれを許可するものとし、事後に使用許可書を交付するものとする。

（用途指定）

第5条 乙は、対象施設を災害発生時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受払基地及び宿泊場所など災害復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外に使用してはならない。

（料金その他の費用負担）

第6条 乙は、対象施設の使用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の使用料を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告にもとづき甲乙双方誠意をもって協議するものとする。

2 乙が対象施設を使用した後、敷地などの整備が必要となった場合は、乙の責任において、原状復帰することを原則とする。

（損害賠償）

第7条 乙が対象施設を使用中に甲の施設を破損した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償するものとする。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（使用の終了）

第8条 乙は第5条に定める用途での使用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲又は乙からも相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されないときは、この協定期間は、さらに1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手に申入れを行い適宜協議する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所長 小坂 淳

別表（第2条関係）

| [施設の表示] | | | |
|-------------|------------------|------|--------------------------------|
| 施設名 | 所在地 | 希望順位 | 備考 |
| 弘前市運動公園 | 弘前市大字豊田2丁目3 | 第1位 | 西側駐車場 11,376m ² |
| 堀越雪置き場 | 弘前市大字川合字岡本地内 | 第2位 | 駐車場 13,280m ² |
| 小栗山農村交流公園 | 弘前市大字小栗山字沢辺220-1 | 第3位 | 駐車場・多目的広場 12,738m ² |
| その他甲が指定する施設 | | | |

2 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 協定第4条第1項に規定する書面は、弘前市公有財産規則（平成18年弘前市規則第53号。以下「財産規則」という。）第18条に規定する行政財産使用許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用箇所
- (2) 使用種目
- (3) 使用目的及び方法
- (4) 使用面積
- (5) 使用期間
- (6) 使用料金
- (7) その他

(使用許可)

第3条 協定第4条第2項に規定する使用許可書は、財産規則第19条に規定する行政財産使用許可書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用箇所
- (2) 使用種目
- (3) 使用面積
- (4) 使用目的
- (5) 使用期間
- (6) 使用料金
- (7) その他

(条件)

第4条 乙は、協定第2条に規定する施設の使用にあたって、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 協定第5条に規定する用途以外に使用しないこと。
- (2) 施設使用にあたって必要となる除雪、仮設トイレ等の設置、ゴミ・雑排水等の処分等は乙が行うこと。
- (3) 周囲の安全確保に十分留意すること。

(使用料)

第5条 協定第2条に規定する施設の使用料は無料とする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては防災課長、乙においては総務課長とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所長 小坂 淳

年　月　日

弘前市長様

弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社 弘前営業所
所長

行政財産使用許可申請書

弘前市公有財産規則第18条の規定に基づき下記のとおり使用したいので、同規則その他の許可条件等を厳重に守りますから許可くださるよう申請します。

記

1 使用箇所

2 使用種目

3 使用目的及び方法 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」
第5条に規定する用途として使用する。

4 使用面積 m^2

5 使用期間 年　月　日～年　月　日

6 使用料金

7 市において必要を生じたときは、使用期間中でも、これを返還いたします。

備考

- 申請者が法人その他団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 担当者の氏名及び連絡先を下部に記載してください。
- この申請書には、使用箇所の平面図及び計画説明書を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当者所属・氏名

電話 ()

FAX ()

年　月　日

弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社 弘前営業所
所長 様

弘前市長

行政財産使用許可書

令和　年　月　日付け（　第　　号）で申請の　　については、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用面積 m^2
- 4 使用目的 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」
第5条に規定する用途として使用する。
- 5 使用期間 年　月　日～年　月　日
- 6 使用料金
- 7 市で必要を生じたとき、又は公共のために必要があると認めたときは使用期間中でもこれを返還させることがある。この場合、使用者が損害を受けても市は賠償の責を負わない。
- 8 許可なくして使用の目的を変更し、又は他人に転貸し若しくは工作物を設置することができない。これに違反したときはこの許可を取り消す。
- 9 前項の取消処分があった場合で、借受者が原状回復に必要な期間が過ぎても履行する見込みのないとき、又はその履行が不完全であったときは、市で執行し、又は第三者に執行させてその費用はすべて使用者の負担とする。

[定] 4－6－8 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

1 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備等の応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う電気設備等の応急復旧活動を迅速かつ的確に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応急復旧活動）

第2条 甲が乙に対して要請することができる電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難所、公共施設及び防災拠点施設等の電気設備等の機能確保及び回復のための応急復旧に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故の防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合における、関係機関への通報に関すること。
- (4) その他災害発生時における復旧に関すること。

2 甲は、前項に定めのない事項については、乙と協議のうえ協力を要請することができるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、応急復旧活動を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（応急復旧活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じ、速やかに応急復旧活動を実施するものとする。

2 乙は、応急復旧活動を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、乙が応急復旧活動を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により応急復旧活動を実施したときは、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により実施した応急復旧活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の額は、災害発生直前の実勢価格を基礎として甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急復旧活動に従事した者について、当該活動の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急復旧活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋗一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3
弘前地区電気工事業協同組合
理事長 相馬憲保

2 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）が締結する災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定第3条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動協力要請書（様式第1号）」とし、電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）の実施に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急復旧活動を必要とする場所
- (3) 応急復旧活動の内容
- (4) 応急復旧活動の期間
- (5) その他応急復旧活動の実施にあたり必要な事項

(応急復旧活動実施者)

第3条 協定第4条第1項の規定に基づき応急復旧活動を実施する者は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年5月23日法律第96号）第3条の規定による登録を受けている者でなければならない。

(報告)

第4条 協定第5条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動実施報告書（様式第2号）」とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急復旧活動の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急復旧活動の実施内容
- (3) 応急復旧活動に従事した乙の組合員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の組合員と応急復旧活動について締結した契約に基づき、当該組合員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 応急復旧活動に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては防災課長を、乙においては理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3
弘前地区電気工事業協同組合
理事長 相馬 憲保

年 月 日

電気設備等の応急復旧活動協力要請書

弘前地区電気工事業協同組合
理事長 様

弘前市長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動の協力を要請します。

記

| | | | | | | |
|------------------------|-------------------|--|--|------|--|--|
| 1 災害の状況 | | | | | | |
| 2 電気設備等の応急復旧活動を必要とする場所 | | | | | | |
| 3 電気設備等の応急復旧活動の内容 | | | | | | |
| 4 電気設備等の応急復旧活動の期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで | | | | | |
| 5 その他 | | | | | | |
| 6 連絡責任者 | | | | | | |
| 7 連絡先 | 電話番号： ファックス番号： | | | | | |
| | | | | 整理番号 | | |

年　月　日

電気設備等の応急復旧活動実施報告書

弘前市長 殿

弘前地区電気工事業協同組合
理事長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第5条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動を実施したので報告します。

記

| | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------|---|-----|---|---|-----|
| 1 電気設備等の応急復旧活動を実施した場所 | | | | | | |
| 2 電気設備等の応急復旧活動の期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 3 電気設備等の応急復旧活動に従事した人員、車両、資機材等 | | | | | | |
| 4 電気設備等の応急復旧活動の内容 | | | | | | |
| 5 電気設備等の応急復旧活動に従事した組合員名 | | | | | | |
| 6 その他 | | | | | | |
| 7 連絡責任者 | | | | | | |
| 8 連絡先 | 電話番号： ファックス番号： | | | | | |
| 整理番号 | | | | | | |

[定] 4-6-9 災害時における物資の供給に関する協定

1 災害時における物資の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社イトヨーカ堂（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に關し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、物資の供給に関する文書をもって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（実 施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、物資の供給を実施した場合は、甲に対し、文書をもって、実施報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（経費負担）

第6条 甲が乙に対し物資の供給を要請した場合において、乙が甲に対して供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き取った物資の代金及び当該運搬に係る費用については、甲は乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した、甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、提携している広域的な団体・企業等がある場合は、広域的な支援が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、あらかじめ取り決めしておくものとする。

2 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について相互に情報提供を行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に關し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛 西 憲 之

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社 イトーヨーカ堂

代表取締役社長 亀 井 淳

2 災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）
第11条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。
(要請)

第3条 協定第1条第2項に規定する文書は、物資の供給に関する要請書（様式第1号）とし、
次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請事由
- (3) 要請する物資等（品名、数量、引渡日時、引渡場所）
- (4) その他物資の供給に関し必要な事項

(報告)

第4条 協定第3条第2項に規定する文書は、物資供給実施報告書（様式第2号）とし、次に
掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 引渡日時、引渡場所
- (2) 引渡物資品名、数量
- (3) 引渡時立会・確認者職氏名
- (4) その他必要な事項

(支払)

第5条 協定第6条に規定する費用は、同条第2項に基づく決定等により、甲が乙に支払うも
のとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）その他
関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 協定第9条に規定する緊急連絡先は、弘前市商工部商工労政課及び株式会社イトーヨ
ーク堂弘前店とし、甲においては商工労政課長を、乙においては弘前店総務マネージャーを、
それぞれ連絡責任者とする。

(調査票の提出)

第7条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日及び10月1日現在の物資の保有、提供可能
数量に係る調査票（様式第3号）を甲に対して提出するものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 イトーヨーク堂
代表取締役社長 亀井淳

物資の供給に関する要請書

令和 年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 様

弘前市長

「災害時における物資の供給に関する協定」の第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

| 引渡日時 | 引渡場所 | 品目 | 規格・寸法 | 数量 |
|------|------|----|-------|----|
| | | | | |

3 その他

物資の供給実施報告書

令和 年 月 日

弘前市長 様

株式会社イトヨーカ堂
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名、規格・寸法及び数量

(3) 立会い確認者

2 その他

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

弘前市長 様

株式会社イトヨーカ堂弘前店

災害時における物資提供可能数量調査票

| 品名 | 種類 | 規格等 | 在庫数 | 災害時提供可能数 |
|----|----|-----|-----|----------|
| | | | | |

年 月 日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

[定] 4-6-10 災害時における飲料水の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、弘前市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、弘前市内での大規模な地震、台風等による災害発生に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関する手続等について定め、もって、円滑な災害応急対策及び災害復旧対策に資することを目的とする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料水を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料水の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料水の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、緊急物資供給要請書（様式第1号）により、飲料水の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において緊急物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料水の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料水受領書（様式第2号）により数量等を確認のうえ、飲料水を引き取るものとする。

（経費等の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料水の代金、運搬等に要した費用等、その他飲料水の供給に要した費用（以下「経費等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 経費等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費等の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料水の納入が完了したときは、前条の価格による経費等について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの経費等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（情報交換及び提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上下水道部総務課長、乙においては弘前営業所長とする。

（調査票等の提出）

第10条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時飲料水提供可能数量票（様式第3号その2）を甲に対して提出するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)
第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成23年9月22日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村邦久

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

緊急物資供給要請書

様

弘前市長

印

災害時における飲料水の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

| | |
|-------------|--------------|
| 1 要　請　日　時 | 年　月　日（　）　時　分 |
| 2 納　入　希　望　日 | 年　月　日（　）　時　分 |
| 3 納　入　場　所 | |
| 4 飲料水の種類・数量 | |
| 5 備考 | |

【担当者】

部署名：

担当者職氏名：

様式第2号（第4条関係）

年　月　日

飲料水受領書

様

受領確認者

職氏名

印

次のとおり受領しました。

記

1 受領場所

2 飲料水の種類及び数量等

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|----|----|----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ 受領場所、飲料水の種類、規格、数量などは運搬時にあらかじめ記載しておくこと。

※ 受領者の確認印については、必要に応じ省略することができる。

様式第3号その1（第10条関係）

年　月　日

調　　査　　票

■基本事項

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 商号又は名称 | | | |
| 住　　所 | | | |
| 代表者氏名 | | FAX番号 | |
| 電話番号 | | E-mail | |

■緊急連絡先

| | | | |
|-------|--|----------|--|
| 氏　　名 | | 役　　職 | |
| 昼間連絡先 | | 夜間・休日連絡先 | |
| 氏　　名 | | 役　　職 | |
| 昼間連絡先 | | 夜間・休日連絡先 | |

■事業所（活動拠点の所在地）

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 位　　置　　図 | | | |
| | | | |

様式第3号その2（第10条関係）

災害時飲料水提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目／数量等 年 月 日現在

| 品 名 | 種 類 | 規 格 | | 提供可能数量 (本) |
|-----|-----|-------|---------|---------------|
| | | パッケージ | 1箱あたり本数 | |
| | | | | |
| | | 合 計 | | |

[定] 4-6-11 災害時における物資供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第10条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工部商工労政課長、乙においては、NPO法人コメリ災害対策センター事務局長とする。

（調査票等の提出）

第13条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時物資提供可能数量票（様式第3号その2）により甲に報告するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月26日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 分類 | 主な品種 |
|--------|--|
| 作業関係 | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール |
| 日用品等 | 毛布、タオル、割りばし、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋、バケツ、モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、紙おむつ（大人用含む）、生理用品、粉ミルク、哺乳びん、離乳食 |
| 水関係 | 飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ |
| 電気用品等 | 投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ |
| トイレ関係 | ミニトイレ |

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

様

弘前市長

印

物資供給要請書

災害時における物資供給に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請します。

| 1 要請日時 | 年　月　日 () 時　分 | | |
|--------|---------------|-------|--|
| 2 引渡日時 | 年　月　日 () 時　分 | | |
| 3 引渡場所 | | | |
| 4 要請物資 | | | |
| 品　目 | 数　量 | 規格・寸法 | |
| | | | |
| 5 備考 | | | |

【担当者】

部署名：

職氏名

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

弘前市長様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

物資供給実施報告書

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡品名、数量、規格・寸法

(2) 引渡日時及び場所

(3) 立会者職氏名

2 その他

様式第3号その1（第13条関係）

年　月　日

弘前市長様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

調査票

■基本事項

| | | | |
|-------|--|--------|--|
| 名 称 | | | |
| 住 所 | | | |
| 代表者氏名 | | FAX 番号 | |
| 電話番号 | | E-mail | |

■緊急連絡先

| | | | |
|-------|--|----------|--|
| 氏 名 | | 役 職 | |
| 昼間連絡先 | | 夜間・休日連絡先 | |
| 氏 名 | | 役 職 | |
| 昼間連絡先 | | 夜間・休日連絡先 | |

■事業所（活動拠点の所在地）

| | |
|---------|--|
| 事 業 所 名 | |
| 所 在 地 | |
| 位 置 図 | |
| | |

様式第3号その2（第13条関係）

年　月　日

弘前市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

災害時における物資提供可能数量調査票

| 品　名 | 種　類 | 規格等 | 在庫数 | 災害時提供可能数 |
|-----|-----|-----|-----|----------|
| | | | | |

年　月　日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

※概ね青森、秋田、岩手県に所在する店舗における状況を記入すること。

[定] 4-6-12 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、弘前市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 弘前市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 弘前市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況のこと
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況のこと
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 2月15日

| | | |
|---|----------------------------------|--------|
| 甲 | 仙台市青葉区二日町9番15号 国土交通省 東北地方整備局長 | 徳山 日出男 |
| 乙 | 弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市長 葛西 憲之 | |

[定] 4-6-13 災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県石油商業組合中弘南支部（以下「乙」という。）は、災害時における市有施設等への燃料の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して市有施設等への燃料の優先供給を要する際の手続等について定め、もって災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（優先供給の要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し燃料の優先供給を要請できるものとする。

（優先供給の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し燃料の優先供給を実施するものとする。

（燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) L P ガス
- (6) その他甲が指定する燃料であって、乙が供給可能なもの

（要請の方法）

第5条 甲は、燃料の優先供給を受けようとするときは、燃料優先供給要請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に対して、口頭による要請を行い、事後に要請書を提出するものとする。

（燃料の引渡）

第6条 燃料の引渡場所は、甲が指定するものとする。この場合において、当該場所に甲の職員が立会い、納品書を確認のうえ、燃料を受け取るものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が優先供給をした燃料の対価及び運搬に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲と青森県石油商業協同組合が締結している物件売買単価契約書に記載されている契約単価とする。ただし、これにより難い理由がある場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払い方法等について決定するものとする。

（連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を円滑に行うことができるよう連絡体制を整備するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工部商工労政課長、乙においては青森県石油商業組合中弘南支部事務局長とする。

(情報交換及び提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

(平時からの備え)

第12条 乙は、災害時の燃料優先供給に備え、平常時より燃料の備蓄・確保に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者や公共交通機関等への供給支援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森県弘前市大字撫牛子四丁目4番地14
青森県石油商業組合中弘南支部
執行役員代表 三浦勝正

別記様式（第5条関係）

第 年 号
月 日

青森県石油商業組合中弘南支部
様

弘前市長

燃 料 優 先 供 給 要 請 書

災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定第5条の規定に基づき、以下の燃料の優先供給を要請します。

| 種類・数量 | 種類 | 数量 | | | |
|-------|------------------|----|------|---|---|
| | ガソリン | | | | |
| | 軽油 | | | | |
| | 灯油 | | | | |
| | 重油 (特A・A、B、C) | | | | |
| | L P ガス | | | | |
| | その他() | | | | |
| 納入日時 | 年 | 月 | 日() | 時 | 分 |
| 納入場所 | | | | | |
| その他の | | | | | |

【担当】所属：

職氏名：

連絡先：

[定] 4-6-14 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに弘前市地域防災計画に基づく災害復旧における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、弘前市及びその周辺において地震及び台風・雪害等による災害（以下「災害等」という。）の発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故郷等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等が発生、又は発生のおそれがあり、それに伴い甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に乙の社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等の発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下「ドコモグループ」という。）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、ドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、又は支障をきたすおそれのある場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害等の発生時において、ドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に対して、その確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を現状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかるわらず、甲が現状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を現状に回復することを要しないものとする。

（損害賠償）

第8条 ドコモグループが、甲が確保した資材置場等の利用中にドコモグループの故意又は過失によって当該資材置場等を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他ドコモグループの責に因らない場合は、ドコモグループの損害賠償義務は免責される。

（災害訓練時の協力）

第9条 ドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

（連絡責任者）

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、

甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月24日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森県青森市中央3丁目19番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店 支店長 吉澤啓介

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：弘前市

総務部 防災課 防災係

電話 0172-40-7100

乙：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社青森支店

正 技術サービス担当課長

電話 017-774-8002

副 法人営業担当課長

電話 017-774-6001

[定] 4-6-15 災害時における食料供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前仕出し商組合（以下「乙」という。）との間で、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な食料の調達及び供給（以下「供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、食料の供給等の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する食料の供給等を要請することができる。

- (1) 弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 弘前市外の災害等について、青森県又は他の市町村から食料の供給等のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した食料の供給等に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況

- (2) 要請事由

- (3) 供給の内容（品名・数量）

- (4) 引渡日時及び場所

- (5) その他必要事項

（実 施）

第2条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、原材料、設備機器及び労務を提供し、食料の供給等を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により食料の供給等を実施した場合は、甲に対し、食料の供給等に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬、引渡し）

第3条 食料の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの食料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 食料の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

3 甲は前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第4条 甲は、乙が食料を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が供給した食料の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った食料の代金及び運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ定め、それぞれに報告しておくものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては介護保険課長、乙にあっては、事務局長とする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡し、又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)
第9条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月9日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 弘前市大字和徳町142番地
弘前仕出し商組合
組合長 小林忠則

様式第1号（第1条第1項関係）

年　月　日

弘前仕出し商組合
組合長 様

弘前市長

食料の供給等に関する要請書

災害時における食料供給に関する協定第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請する食料等

| 要請品名 | 数量 | 引渡日時 | 引渡場所 |
|------|----|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3 その他

担当者職氏名

連絡先

様式第2号（第2条第2項関係）

年　月　日

弘前市長様

弘前仕出し商組合
組合長

食料の供給等に関する報告書

下記のとおり要請食料を供給しましたので、災害時における食料供給に関する協定第2条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者職氏名

2 その他

[定] 4-6-16 災害時における飲料品の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社東北第二営業部（以下「乙」という。）及び株式会社菊池商店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、弘前市内で地震、風水害その他大規模災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な飲料品の供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙及び丙に対して協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の事業所その他関係する事業所に保有する飲料品の供給
- (2) その他災害時における応急対策に必要と認められる事項

（要請）

第3条 前条の規定による要請は、甲から乙又は丙に対して次の各号に掲げる事項を記載した飲料品供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡日時及び場所
- (5) その他必要事項

（実施）

第4条 前項の規定により、甲から要請を受けた場合、乙又は丙は可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により飲料品の供給を実施した場合は、甲に対して飲料品の供給に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬・引渡し）

第5条 飲料品の引渡日時及び場所については、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの運搬は原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 乙と丙は、甲からの要請に対しての、運搬及び供給に係る手順等についてあらかじめ調整しておくものとする。

3 飲料品の引渡の際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ受け取るものとする。

4 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙又は丙が飲料品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙又は丙が供給した飲料品の対価及び引渡場所までの運搬に係る実費経費は、甲が負担するものとする。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙丙協議して決定するものとする。

2 受け取った飲料品の代金及び運搬の経費は、乙又は丙からの請求後、速やかに乙又は丙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙及び丙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者、連絡体制・方法等を協議のうえ、あらかじめ定め、それぞれに報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙にあっては、東北第二営業部開発担当参事、丙にあっては株式会社菊池商店営業課長とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙及び丙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(調査票等の提出)

第10条 乙及び丙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び飲料品の保有数量等について、調査票（様式第3号）及び災害時飲料品提供可能数量票（様式第3号の2）を甲に対して提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月25日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森市大字第二問屋町二丁目7番19号

ダイドードリンコ株式会社

東北第二営業部

営業部長 野口光春

丙 弘前市大字新里字東里見113番地1

株式会社菊池商店

代表取締役社長 樽澤憲雄

飲料品供給要請書

様

弘前市長

災害時における飲料品の供給に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する飲料品

| 要請品名 | 数量 | 引渡日時 | 引渡場所 |
|------|----|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3 その他

【担当者】

部署名：

担当者職氏名：

連絡先：

様式第2号（第4条第2項関係）

年　月　日

弘前市長様

（ダイドードリンコ株式会社・株式会社菊池商店）

飲料品の供給に関する報告書

下記のとおり要請飲料品を供給しましたので、災害時における飲料品の供給に関する協定第4条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者職氏名

2 その他

年　月　日

調査票

■基本事項

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 商号又は名称 | | | |
| 住 所 | | | |
| 代表者氏名 | | FAX番号 | |
| 電話番号 | | E-mail | |

■緊急連絡先

| | | | |
|-------|--|----------|--|
| 氏 名 | | 役 職 | |
| 昼間連絡先 | | 夜間・休日連絡先 | |
| 氏 名 | | 役 職 | |
| 昼間連絡先 | | 夜間・休日連絡先 | |

■事業所（活動拠点の所在地）

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 事 業 所 名 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 位 置 図 | | | |
| | | | |

災害時飲料品提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目／数量等 年 月 日現在

| 品 名 | 種 類 | 規 格 | | 提供可能数量 (本) |
|-----|-----|-------|---------|---------------|
| | | パッケージ | 1箱あたり本数 | |
| | | | | |
| | | 合 計 | | |

[定] 4-6-17 福祉避難所の確保に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（事業所名）（以下「乙」という。）は、弘前市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は次のとおりとする。

| 施設名 | 所在地 | 受け入れ数 |
|-----|-----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |

（要援護者の受入等）

第3条 甲は、要援護者の受け入れの必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所への当該要援護者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受け入れの可否を速やかに判断し、受け入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の判断をするにあたり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、要援護者の受け入れにあたり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するよう努めるものとする。

5 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により第2条に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第1項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受け入れ期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく要援護者の受け入れ期間は、受け入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に受け入れ期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具、その他生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙はこの協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（甲の解除権）

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。

(1) 受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は、乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

2 甲又は乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 3月17日

（甲） 弘前市大字上白銀町1-1
弘前市長 葛西憲之

（乙） 弘前市大字独鈷字山辺183番地
社会福祉法人 聖康会
理事長 毛内由和

[定] 4-6-18 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、弘前市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（報告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

（1）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量

（2）調達を実施した日時及び場所

（3）その他必要な事項

（事故報告）

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集 報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、弘前市防災課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森市本町二丁目4番10号
一般社団法人青森県エルピーガス協会
会長 黒澤吉典

別 紙 (第2条関係)

中 核 充 填 所

| No. | 地 区 | 事 業 所 名 |
|-----|-----|---|
| ① | 東 青 | ENEOS グローブエナジー(株)青森東充填所 青森市大字野内字浦島 84-1 【対象市町村】 青森市〔浪岡除く〕、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村 |
| ② | 中弘南 | 日通商事(株)青森支店浪岡充填所 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市浪岡、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村 |
| ③ | 三 八 | カメイ物流サービス(株)八戸ガスタークナル 八戸市豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町 新郷村 |
| ④ | 西北五 | 東北アストモスガス(株)青森充填所 青森市浪岡大字大釧迫字前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鰯ヶ沢町 |
| ⑤ | 上十三 | 伊藤忠エネクスホームライフ東北(株) 上北郡おいらせ町青葉五丁目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町 |
| ⑥ | 下 北 | (有)下北ガス むつ市南赤川町 10-27 【対象市町村】 むつ市、大間町、横浜町、 東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村 |

様式（第3条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

令和 年 月 日

一般社団法人青森県エルピーガス協会 様

弘前市長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

| 実施日時 | 実施場所 | 要請品名 | 数量 |
|--------|------|------|----|
| 月 日 時頃 | | | |

3 その他

様式（第5条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

令和 年 月 日

弘前市長殿

一般社団法人青森県エルピーガス協会

下記のとおり要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

（1）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

（2）調達を実施した日時及び場所

（3）立会い確認者名

2 その他

[定] 4-6-19 災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前環境管理協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害によって発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって一般世帯及び避難所から発生する家庭系一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害によって倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除く。

（協力要請）

第3条 甲は、災害廃棄物について収集運搬が必要であると認めるとときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、前条の規定による協力の要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した収集運搬に関する要請書（様式第1号）をもって乙に通知するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害の状況

（2）要請内容

（3）災害廃棄物の収集運搬の場所及び搬入先

（4）災害廃棄物の収集運搬の期間

（5）その他必要な事項

（災害廃棄物の収集運搬の実施）

第5条 乙は、甲より前条の要請を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に従い、可能な範囲において災害廃棄物の収集運搬を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき、災害廃棄物の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した収集運搬に関する報告書（様式第2号）をもって、報告を行うものとする。

（1）災害廃棄物の収集運搬を実施した場所

（2）災害廃棄物の収集運搬に従事した人員及び車両

（3）災害廃棄物の収集運搬の実施内容

（4）災害廃棄物の収集運搬に従事した期間

（5）その他必要な事項

（費用負担）

第7条 甲の要請により乙が実施した災害廃棄物の収集運搬に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額については、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては弘前市市民生活部環境課長、乙においては弘前環境管理協同組合事務長とする。

（災害補償）

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（協議）

第10条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3月16日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 弘前市大字塩分町31番地1

弘前環境管理協同組合

理事長 高野悟

様式第1号（第3条関係

年　月　日

弘前環境管理協同組合
理事長 様

弘前市長

災害廃棄物収集運搬要請書

「災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり災害廃棄物の収集運搬を要請します。

記

| | |
|---------------------|--|
| 1 災害の状況 | |
| 2 要請内容 | |
| 3 災害廃棄物の 収集運搬場所 | |
| 4 災害廃棄物の 搬入先 | |
| 5 災害廃棄物の 収集運搬の期間 | |
| 6 連絡担当者 | |
| 7 その他 | |

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

弘前市長 殿

弘前環境管理協同組合
理事長

災害廃棄物収集運搬実施報告書

「災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり災害廃棄物の収集運搬を実施しましたので報告します。

記

| | |
|------------------------|--|
| 1 災害廃棄物の収集運搬を実施した場所 | |
| 2 災害廃棄物の収集運搬に従事した人員、車両 | |
| 3 災害廃棄物の収集運搬の実施内容 | |
| 4 災害廃棄物の搬入先 | |
| 5 災害廃棄物の収集運搬に従事した期間 | |
| 6 連絡担当者 | |
| 7 その他 | |

[定] 4-6-20 災害時における仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社津軽衛生公社（以下「乙」という。）は、災害時における、仮設トイレの設置及び仮設トイレに貯留したし尿の収集運搬（以下「仮設トイレの設置等」という。）に関し、次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生したとき、仮設トイレの設置等に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

(1) 「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に掲げる災害が発生した場合をいう。

(2) 「仮設トイレ」とは、一時的に設置される簡易式の便所であり、乙が災害時に提供できるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、仮設トイレの設置等が必要であると認めるときは、乙に対して協力要請を行うことができる。

（要請方法）

第4条 甲は、仮設トイレの設置等の要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）をもって乙に連絡するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 仮設トイレを設置する場所、日時、種類、数量

(3) し尿の収集場所、日時

(4) その他必要な事項

（協力内容）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り優先的に仮設トイレの設置等を行うものとする。

（活動報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき、仮設トイレの設置等を実施した時は、次の各号に掲げる事項を記載した報告書（様式第2号）をもって、実施報告を行うものとする。

(1) 仮設トイレを設置した場所、日時、種類、数量

(2) し尿の収集場所、日時、収集量

(3) 仮設トイレの設置等に使用した車輌及び台数

(4) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 甲の要請により乙が実施した仮設トイレの設置等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額については、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙においては生活保全課長とする。

（災害補償）

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の例により、その損害を補償する。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の仮設トイレの保有数量を「仮設トイレの保有数量票（様式第3号）」により甲に報告するものとする。
(協議)

第11条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙が協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 弘前市大字向外瀬字豊田357番地1
株式会社津軽衛生公社
代表取締役 三橋一晃

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

株式会社津軽衛生公社
代表取締役　　様

弘前市長

仮設トイレ設置等要請書

「災害時における仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

| | | | | | |
|-------|-------|------|------|----|----|
| 災害状況 | | | | | |
| 実施内容 | 仮設トイレ | 設置場所 | 設置日時 | 種類 | 数量 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | し尿収集 | 収集場所 | 収集日時 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 連絡担当者 | | | | | |
| 備考 | | | | | |

[定] 4-6-21 災害時における物資等の優先供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とつがる弘前農業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要な米、食料品等（以下「物資等」という。）を迅速かつ円滑に優先供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資等の調達の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する物資等の供給を要請することができる。

- (1) 弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 弘前市外の災害等について、青森県又は他の市町村から物資等の供給のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した物資等の供給に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡日時及び場所
- (5) その他必要事項

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、供給可能な範囲で速やかに物資等の供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資等の供給を実施した場合は、甲に対し、物資等の供給に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬、引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 物資等の引渡しの際は、甲が数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

3 甲は前項の業務を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資等を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資等の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った物資等の代金及び運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては弘前市総務部防災課長、乙においては、つがる弘前農業協同組合管理部総務課長とする。

（災害補償）

第8条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡し、又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の例により、その損害を補償するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって
協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。
(協議)

第10条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、そ
の都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1
通を保有する。

平成27年8月4日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字城東北四丁目1番地1
つがる弘前農業協同組合
代表理事組合長 西澤 幸清

様式第1号（第2条第2項関係）

年　月　日

つがる弘前農業協同組合

代表理事組合長

様

弘前市長

物資等の供給に関する要請書

「災害時における物資等の優先供給に関する協定書」第2条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請内容

| 品名 | 数量 | 引渡日時 | 引渡場所 |
|----|----|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3 その他

担当者職氏名
連絡先

様式第2号（第3条第2項関係）

年　月　日

弘前市長様

つがる弘前農業協同組合
代表理事組合長

物資等の供給に関する報告書

下記のとおり要請物資等を供給しましたので、「災害時における物資等の優先供給に関する協定第3条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者職氏名

2 その他

[定] 4-6-22 無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とアジア航測株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動（撮影・画像解析等）（以下「本活動」という。）の実施に關し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、緊急的な災害の状況把握を実施するにあたり、本活動に關し、乙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資するために締結する。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、弘前市内に災害等が発生し、又は発生する恐れがあるときに、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（本活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する本活動の内容は、地震、風水害その他災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに災害の状況把握（撮影及び画像解析等）と報告を災害対策本部長の指示に基づき行うことをいう。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対して、発生し、又は発生する恐れがある災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（本活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、本活動を実施するものとする。

2 本活動の直接の指示は、災害対策本部長が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（本活動の完了）

第6条 乙は、本活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 本活動完了後当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第8条 本活動に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、もしくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、もしくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び活動内容等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災課長、乙においては、アジア航測株式会社盛岡支店長とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 29 日

甲 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1

弘前市長 葛西 憲之

乙 東京都新宿区西新宿六丁目 14 番 1 号

新宿グリーンタワービル

アジア航測株式会社

代表取締役社長 小川 紀一朗

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

アジア航測株式会社
代表取締役社長 様

弘前市長

無人航空機による災害応急対策活動要請書

「無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害状況

2. 活動場所

3. 活動日時

4. 連絡担当者

【課名】

【職・氏名】

【連絡先】

5. 備考

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

弘前市長様

アジア航測株式会社
代表取締役社長

無人航空機による災害応急対策活動報告書

下記のとおり要請活動を実施しましたので、「無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定」第6条に基づき、報告します。

記

1. 活動場所

2. 活動日時

3. 活動内容

4. 活動実施者

【所属】

【職・氏名】

5. 連絡担当者

【所属】

【職・氏名】

【連絡先】

6. 備考

〔定〕 4－6－23 災害等における水道の応急活動等の応援に関する協定

地震や風水害等の自然災害及び水質汚染や大規模な漏水事故(以下「災害等」という。)に関して、弘前市上下水道事業弘前市長(以下「甲」という。)とヴェオリア・ジェネツツ株式会社東北支店長(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市内災害時において、水道の断滅水等の被害の発生を未然に防止し、軽減し、又は早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内災害時 弘前市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

(2) 応急活動等 市内災害時における水道の応急給水活動及び応急復旧活動をいう。

(応援要請)

第3条 甲は、災害等の発生状況により、応急活動等に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明記した応急活動等の応援要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

(1) 災害等の被災状況

(2) 応急活動等の期間

(3) 応急活動等の場所

(4) 必要とする人員

(5) 応急活動等の内容

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動)

第4条 乙は、甲からの応急活動等への応援要請があったときは、資機材及び労力(以下「資機材等」という。)の提供や、その他応援要請に応じた応急活動等への応援を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により応援を実施した場合は、甲に対し、応急活動等の応援に関する報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(指揮)

第5条 応急活動等に係る指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、市内災害時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第7条 乙の従業員について、その者の責に帰することができない理由により、応急活動等において負傷し、疾病し、又は死亡した場合は、弘前市消防団員等公務災害補償

条例(平成18年弘前市条例第220号)の例により、甲がその損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、弘前市上下水道部総務課長とし、乙においては、ヴェオリア・ジェネット株式会社東北支店弘前営業所長とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙が文書をもって本協定の終了を通知しない限り、期間満了の翌日から更に1年間本協定を更新したものとみなし、その後の更新についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 弘前市大字茂森町40番地1

弘前市上下水道事業

弘前市長 葛西憲之

乙 宮城県石巻市蛇田字新下沼9-6

櫻ビル

ヴェオリア・ジェネット株式会社東北支店

東北支店長 在原祐機

様式第1号(第3条第2項関係)

年 月 日

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店

東北支店長

様

弘前市上下水道事業

弘前市長

応急活動等の応援要請書

「災害等における水道の応急活動等の応援に関する協定書」第3条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

1. 災害等の状況及び要請事由

2. 要請内容

| 名 称 | 数 量 | 応援場所等 | 応援期間 |
|-----|-----|-------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3. その他

担当者職氏名

連絡先

様式第2号(第4条第2項関係)

年　月　日

弘前市上下水道事業

弘前市長　　様

ヴェオリア・ジェネット株式会社東北支店
東北支店長

応急活動等の応援に関する報告書

下記のとおり応急活動等の応援を実施しましたので、「災害等における水道の応急活動等の応援に関する協定書」第4条第2項に基づき、報告します。

記

1. 報告事項

(1) 応援期間及び場所

(2) 人員及び機材数量

2. その他

[定] 4-6-24 災害時における一時避難施設利用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般財団法人愛成会弘前愛成会病院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に地震等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙の所有する施設を一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用の要請）

第2条 甲は、次に掲げる乙が所有する施設を一時避難施設として使用する必要があると認めるときは、乙に対して、その使用について協力を要請することができる。

| | |
|------|---------------------|
| 施設名称 | 弘前愛成会病院 |
| 所在地 | 青森県弘前市大字北園一丁目 6番地 2 |
| 所有者 | 一般財団法人 愛成会 |
| 構造等 | RC 造 2階建 |

（使用の手続き）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、一時避難施設使用届（様式第1号）を事前に乙に提出するものとする。特に緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請することとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（使用範囲及び使用期間）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、第2条に掲げる施設のうち、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用することに可能な限り応じるものとする。

2 避難場所の使用は、要請日から起算して3日以内とする。ただし、被災状況などにより使用期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

| | |
|--------|--|
| 一時避難場所 | 外来棟1階待合、会議室、ロッカー室及び廊下の一部（約474.35m ² ） |
| 収容人数 | 200名 |
| 避難経路 | 正面玄関、管理棟玄関～避難場所 |
| 入口 | 正面玄関、管理棟玄関 |

（物資及び設備の提供）

第5条 乙は、第3条の規定により甲の要請を受けたときは、別表に掲げる物資及び設備を提供することに可能な限り応じるものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した施設の使用料および物資等の対価については、甲が負担するものとし、その金額については甲乙協議して決定するものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設の終了)

第10条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届（様式第2号）を乙に提出するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙においては弘前愛成会病院長とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。

(1) 受け入れた一時避難者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は、乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が一時避難施設を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字北園一丁目6番地2
一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
理事長 佐々木 哲

様式第2号（第10条関係）

年　月　日

一般財団法人愛成会弘前愛成会病院
理事長様

弘前市長

一時避難施設使用終了届

「災害時における一時避難施設利用に関する協定」第9条の規定に基づき、下記のとおり一時避難施設としての使用を終了します。

記

1 終了日時

2 使用施設

3 その他

様式第1号（第3条関係）

記

1 災害状況

2 使用開始日時

3 使用施設

4 その他

年　月　日

一般財団法人愛成会弘前愛成会病院
理事長様

弘前市長

一時避難施設使用要請書

「災害時における一時避難施設利用に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり一時避難施設としての使用を要請します。

別 表

| 科目 | 備 考 |
|-----|---|
| 飲料水 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機（燃料：軽油）の作動が条件 (26 時間、その後は燃料供給状況次第。弘前ガスと優先供給契約有) ・自動販売機内の残飲料（ワタキューセイモアと災害時供給契約有） |
| 食料 | <ul style="list-style-type: none"> ・厨房内通常ストックの一部 ・売店の商品の一部。（ワタキューセイモアと災害時供給契約有） |
| 冷暖房 | <ul style="list-style-type: none"> ・弘前ガス中圧管からの供給がある限り提供可能 (ガスコーポレーション SYS より供給) |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機作動が条件 |
| 電気 | <ul style="list-style-type: none"> ・弘前ガス中圧管からの供給がある限り提供可能 (ガスコーポレーション SYS より供給) |

〔定〕 4－6－25 災害時における食料の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と幸山 兼栄（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れのある場合における被災者等に対する食料の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、弘前市に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、食料の供給等の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する食料の供給等を要請することができる。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した食料の供給等に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害等の状況

(2) 要請事由

(3) 供給の内容（品名・数量）

(4) 引渡し日時

(5) その他必要事項

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り、原材料、設備機器及び労務を提供し、食料の供給等を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により食料の供給等を実施した場合は、甲に対し、食料の供給等に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（食料の引渡し）

第4条 食料の引渡し場所は、弘前市役所新庁舎4階食堂とし、甲の職員が数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

2 甲は前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第5条 乙が供給した食料の対価は、甲が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った食料の代金は、乙からの請求後、速やかに甲から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ定め、それぞれに報告しておくものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては弘前市総務部防災課長、乙にあっては、幸山兼栄とする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字千年四丁目55番地23

幸山 兼栄

様式第1号（第2条第2項関係）

年　月　日

弘前市食堂運営事業者
幸山 兼栄 様

弘 前 市 長

食料の供給等に関する要請書

災害時における食料供給に関する協定第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請する食料等

| 要 請 品 名 | 数 量 | 引渡日時 |
|---------|-----|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

3 その他

担当者職氏名
連絡先

様式第2号（第3条第2項関係）

年　月　日

弘前市長様

弘前市役所食堂運営事業者
幸山 兼栄

食料の供給等に関する報告書

下記のとおり要請食料を供給しましたので、災害時における食料供給に関する協定
第3条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者職氏名

2 その他

〔定〕 4－6－26 災害等における下水道施設の復旧支援に関する協定

地震や風水害等の自然災害及び水質汚染や大規模な漏水事故(以下「災害等」という。)に関して、弘前市上下水道事業弘前市長(以下「甲」という。)とヴェオリア・ジェネツツ株式会社東北支店長(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市内災害時において、水道の断滅水等の被害の発生を未然に防止し、軽減し、又は早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内災害時 弘前市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (2) 応急活動等 市内災害時における水道の応急給水活動及び応急復旧活動をいう。

(応援要請)

第3条 甲は、災害等の発生状況により、応急活動等に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明記した応急活動等の応援要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等の被災状況
- (2) 応急活動等の期間
- (3) 応急活動等の場所
- (4) 必要とする人員
- (5) 応急活動等の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動)

第4条 乙は、甲からの応急活動等への応援要請があったときは、資機材及び労力(以下「資機材等」という。)の提供や、その他応援要請に応じた応急活動等への応援を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により応援を実施した場合は、甲に対し、応急活動等の応援に関する報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(指揮)

第5条 応急活動等に係る指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、市内災害時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第7条 乙の従業員について、その者の責に帰することができない理由により、応急活動等において負傷し、疾病し、又は死亡した場合は、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の例により、甲がその損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、弘前市上下水道部総務課長とし、乙においては、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店弘前営業所長とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙が文書をもって本協定の終了を通知しない限り、期間満了の翌日から更に1年間本協定を更新したものとみなし、その後の更新についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 弘前市大字茂森町40番地1

弘前市上下水道事業

弘前市長 葛西憲之

乙 宮城県石巻市蛇田字新下沼9-6

櫻ビル

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社東北支店

東北支店長 在原祐機

〔定〕 4－6－27 災害時における物資等の流通拠点及び供給並びに一時避難施設の利用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘果 弘前中央青果株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙の所有する施設を救援物資（以下「物資等」という。）等の流通拠点として利用し、被災者に物資等を提供するとともに一時避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において必要であると判断した時は、次の事項について乙に要請することができる。

- (1) 乙の所有する施設等を物資等の流通拠点として利用
- (2) 乙の所有する荷役用の機械及び資機材の提供
- (3) 荷役用機械のオペレーター及び人員の提供
- (4) 物資等を流通拠点から避難所等への供給
- (5) 乙の所有する施設等を一時避難施設として利用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が必要と認める事項

2 前項に規定する要請は、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は第1項の規定にする要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定により協力したときは、実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額の算出については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備え、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ定め、様式第3号により連絡先の交換を行うものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては弘前市総務部防災課長、乙にあっては弘果 弘前中央青果株式会社総務部長とする。

(準用)

第6条 本協定は、弘前市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第7条 本協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 本協定の実施に必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 7月 4日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 弘前市大字末広一丁目2番地1

弘果 弘前中央青果株式会社

代表取締役社長 大中 忠

様式第1号（第2条関係）

年　　月　　日

弘果 弘前中央青果株式会社
様

弘前市長

要請書

災害時における物資等の流通拠点及び供給並びに一時避難施設の利用に関する協定
第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請内容

- 乙の所有する施設等を物資等の流通拠点として利用
- 乙の所有する荷役用の機械及び資機材の提供
- 荷役用機械のオペレーター及び人員の提供
- 物資等を流通拠点から避難所等への供給

※必要な物資等の種類・数量や供給先等詳細については連絡責任者より別途指示する。

- 乙の所有する施設等を一時避難施設として利用（想定避難者数名）
（その他（））

2 協力要請期間 年　　月　　日 から 年　　月　　日 まで
(うち一時避難施設 年　　月　　日 から 日間)

3 その他連絡事項

様式第2号（第3条関係）

年　月　日

弘前市長様

弘果 弘前中央青果株式会社

実績報告書

令和　年　月　日付けで要請のあった業務が終了しましたので、災害時における物資等の流通拠点及び供給並びに一時避難施設の利用に関する協定第3条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実施内容

- 乙の所有する施設等を物資等の流通拠点として利用
- 乙の所有する荷役用の機械及び資機材の提供
- 荷役用機械のオペレーター及び人員の提供
- 物資等を流通拠点から避難所等への供給
- 乙の所有する施設等を一時避難施設として利用
- その他()

2 協力実施期間　　年　月　日　から　年　月　日
(うち一時避難施設　　年　月　日　から　日間)

3 その他の実施内容

4 添付書類

- 従事者名簿
- 使用した車両、施設、資機材
- 供給した物資等の種類や数量等
- 受け入れした避難者名簿
- 協力業務の実施に要した費用の額の算定に係る資料
- その他必要な事項

様式第3号（第5条関係）

連絡責任者届

年 月 日

【弘前市】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携 帯 | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携 帯 | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：　　：～　　：
- ・ 休　　日：

【弘果 弘前中央青果株式会社】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携 帯 | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携 帯 | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：　　：　～　　：
- ・ 休　　日：

[定] 4-6-28 災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定

弘前市(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、甲が管理する公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理施設整備事業に係る施設(以下「下水道施設」という。)が地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)により被災したときに行う復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道施設の早期復旧に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 復旧支援の対象となる下水道施設は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業に係る管路施設
- (2) 農業集落排水事業に係る管路施設
- (3) 小規模集合排水処理施設整備事業に係る管路施設

(復旧支援の内容)

第3条 乙が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 緊急調査
重要な施設を中心に地上から下水道施設の被害状況を把握し、大きな機能障害や二次災害の原因となる被害等を発見するために行う調査
- (2) 緊急措置
大きな二次災害につながる危険性が認められる被災箇所に対して緊急に行う措置
- (3) 一次調査
応急復旧又は本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査
- (4) 応急復旧工事
構造的な被害、機能的な被害又は周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の機能を確保するために行う工事等
- (5) 二次調査
本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断及び災害査定資料の作成を目的として、異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査

(要請)

第4条 甲は、乙に対し復旧支援を要請するときは、下水道復旧要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して要請書によることができない場合には、電話その他の方法により要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この協定による復旧支援を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第6条 乙は、復旧の内容及び経過を隨時甲に報告するものとする。

2 乙は、復旧支援を終了したときは、速やかに甲に対し下水道施設復旧支援実施報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

(費用)

第7条 災害復旧に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

(災害補償)

第8条 乙は、乙の協会員に対し、復旧支援に従事する者について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償に係る所要の措置を講じさせなければならない。

2 甲は、復旧支援に従事した者について、当該復旧支援の実施に当たり、その者の責に帰することができない理由により、その者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に基づく復旧支援に関する連絡窓口は、甲においては弘前市上下水道部下水道施設課、乙においては公益社団法人日本下水管路管理業協会東北支部青森県部会事務局とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協議を継続しない旨の申出がないときは、この協定は同一の内容で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1
弘前市上下水道事業
弘前市長 葛西 憲之

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水管路管理業協会
会長 長谷川 健司

様式第1号（第4条関係）

年　　月　　日

公益社団法人
日本下水管路管理業協会
会長 様

弘前市上下水道事業
弘前市長

下水道施設復旧支援要請書

災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

| | |
|---------------|--|
| 1. 被害の状況 | |
| 2. 復旧支援を要する場所 | |
| 3. 必要な人員及び資機材 | |
| 4. 復旧支援を要する期間 | |
| 5. その他 | |

担当者職氏名
連絡先

様式第2号（第6条関係）

年　　月　　日

弘前市上下水道事業
弘前市長　　様

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
会長

下水道施設復旧支援実施報告書

下記のとおり復旧支援を実施しましたので、災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定第6条の規定に基づき、報告します。

| | |
|----------------------|--|
| 1. 復旧支援を実施した場所 | |
| 2. 復旧支援に要した人員及び資機材数量 | |
| 3. 復旧支援の実施期間 | |
| 4. その他 | |

担当者職氏名
連絡先

[定] 4-6-29 災害時における捜索犬の出動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人北東北捜索犬チーム（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者の捜索活動を円滑に実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、捜索犬の出動を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、様式第1号により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 出動を要請する理由

(2) 出動を要請する期間

(3) 出動を要請する区域

(4) 現場指揮者の所属・職名・氏名および連絡先

3 乙は第1項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で協力するものとする。

（出動）

第3条 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに様式第2号により、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。この場合において、捜索犬の出動頭数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(1) 出動責任者の氏名、連絡先

(2) 出動人員及び捜索犬の頭数

(3) 出動時間及び現場到着予定時間

（報告）

第4条 乙は、捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式第3号により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。なお、この協定に基づく捜索活動の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

(1) 捜索活動に従事した人員、捜索犬の頭数及び出動車両等

(2) 活動内容及び活動時間

（経費の負担）

第5条 乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額の算出については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連携活動）

第6条 甲及び乙は、平素から災害時の捜索活動が円滑に行われるよう、乙は、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡先等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（準用）

第7条 本協定は、弘前市国民保護計画においても準用する。

（有効期間）

第8条 本協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第9条 本協定の実施に必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年1月16日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森市浪岡大字樽沢字村元365番地4
特定非営利活動法人北東北捜索犬チーム

理事長 岩本良二

様式第1号（第2条関係）

年　　月　　日

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長 様

弘前市長

出動要請書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり出動を要請します。

| | | | |
|-----------------------------|-----|--|--|
| 災害状況及び 出動を要請する理由 | | | |
| 出動を要請する期間 | | | |
| 出動を要請する区域 | | | |
| 現場指揮者の 所属・職名・ 氏名及び連絡先 | 所 属 | | |
| | 職 名 | | |
| | 氏 名 | | |
| | 連絡先 | | |
| その他必要な事項 | | | |

様式第2号（第3条関係）

年　　月　　日

弘前市長

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長

出動態勢連絡書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第3条について、出動態勢を連絡します。

| | | |
|------------------|-----|--|
| 出動責任者の 氏名・連絡先 | 氏名 | |
| | 連絡先 | |
| 出動人員 | | |
| 捜索犬の頭数 | | |
| 出動時間 | | |
| 現場到着予定時間 | | |
| その他必要な事項 | | |

様式第3号（第4条関係）

年　　月　　日

弘前市長

特定非営利活動法人
北東北捜索犬チーム理事長

活動報告書

「災害時における捜索犬の出動に関する協定」第4条に基づき、捜索犬の出動に係る活動内容を、次のとおり報告します。

| 活動年月日 | 出動部隊 | 活動時間 | 活動内容 |
|-------|-----------------------|----------------------|------|
| 年　月　日 | 捜索犬　頭 人員　人 車両　台 | 時　分 ～　時間　分 時　分 | |
| 年　月　日 | 捜索犬　頭 人員　人 車両　台 | 時　分 ～　時間　分 時　分 | |
| 年　月　日 | 捜索犬　頭 人員　人 車両　台 | 時　分 ～　時間　分 時　分 | |
| 年　月　日 | 捜索犬　頭 人員　人 車両　台 | 時　分 ～　時間　分 時　分 | |
| 年　月　日 | 捜索犬　頭 人員　人 車両　台 | 時　分 ～　時間　分 時　分 | |

※ 活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。

[定] 4-6-30 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン青森営業所（以下「乙」という。）は、災害時における地図製品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置したときにおける、乙の地図製品等の供給及び利用に関して、必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 住宅地図 弘前市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 弘前市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWN を利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWN の総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 甲は、災害対策本部を設置したときは、乙に対し地図製品等の供給を要請（様式第1号）することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに地図製品等の供給を行い、供給を行ったときは、甲に対し物資供給報告書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、地図製品等の数量等について、甲の要請に応じられない場合は、甲と協議するものとする。

（地図製品等の運搬）

第4条 地図製品等の搬送は乙が行うものとし、運搬に係る費用は乙の負担とする。

（供給の対価）

第5条 第3条第3項に基づき乙が供給した地図製品等の対価は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第6条 乙は、第3条第3項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、甲及び乙が別途協議して定める時期及び方法により、乙が下記に定める数量の住宅地図、広域図、ID等を甲に無償で貸与するものとする。この場合における住宅地図及び広域図の運搬について

ては、第4条の規定を準用する。

| 地図製品の名称 | 詳 細 | 数量 |
|-----------|------------------------------|------|
| 住宅地図 | 弘前市①(弘前)②(岩木・相馬) 各B4判住宅地図 | 5組 |
| 広域図 | 弘前市全域を包括する広域図(A0サイズ) | 5部 |
| ZNET TOWN | 弘前市 総務部 防災課 利用 閲覧地区:弘前市 | 1 ID |

- 2 甲は、前項の規定により貸与された住宅地図、広域図及びID等を、甲の事務所内において管理者の善良なる注意義務をもって保管し、及び管理するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により貸与された住宅地図の利用を開始したときは、別途定める乙の報告先に速やかに報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 4 乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、更新版と差し替えることができるものとする。
- 5 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用方法等)

第7条 甲は、第3条第3項又は前条第1項の規定により、乙から供給し、又は貸与された地図製品等を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の定める方法により利用することができる。

- (1) 災害対策本部設置期間中 地図製品等の閲覧並びに甲及び乙が別途協議して定める条件の範囲内の複製
- (2) 平常時 広域図の閲覧及び複製並びにZNET TOWNの利用

- 2 甲は、前項第2号の場合において、広域図を複製するときは別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用するときは別紙ZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行い、相互の連携体制を整備する。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新され、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有

する。

平成30年 3月20日

甲 弘前市上白銀町1-1
弘前市長 葛西憲之

乙 青森市長島2-25-1
株式会社ゼンリン 青森営業所
営業所長 八尋正晴

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

株式会社ゼンリン
青森営業所長 殿

弘前市長

地図製品等供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」第3条第1項に基づき、下記のとおり地図製品等の供給を要請します。

記

| 品名 | 数量 | 納品希望場所 | 納品希望日時 | 備考 |
|----|----|--------|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

<連絡担当者>

住所：弘前市上白銀町1-1
部署名：総務部防災課
電話：0172-40-7100
FAX：0172-39-7140

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

弘前市長 殿

株式会社ゼンリン
青森営業所長

地図製品等供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」第3条第3項に基づき、

年　月　日で要請を受けた件について、下記のとおり地図製品等を供給した
ので報告します。

記

| 品名 | 数量 | 納品希望場所 | 納品希望日時 | 備考 |
|----|----|--------|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

<連絡担当者>

住所：青森市長島2-25-1

太陽生命青森ビル5F

電話：017-777-6261

FAX：017-735-5758

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条

- 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。
- 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

(本サービスの中止・中止)

第4条

- 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
- 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
- 二) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
- ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。

- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を、他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

[定] 4-6-31 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

- イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費
- ロ 応援人員の手当等に関する経費
- ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

- ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費
- ホ 応援人員の災害地への出動又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時に必要な物資の備蓄
- (2) 定期的な訓練の実施
- (3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。
- 2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

[定] 4－6－32 災害時における緊急物資輸送等に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県トラック協会弘前支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙への協力を要請するために必要な事項を定め、甲及び乙の相互協力により食糧、生活必需物資、医薬品、防災資機材その他の緊急輸送を要する物資（以下「物資」という。）の輸送を迅速かつ確実に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、乙に物資の輸送及び物資の輸送に付随する業務で甲が必要と認めるもの（以下「物資輸送」という。）についての協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、最大限の協力をを行うものとする。
- 3 乙は、甲からの協力要請に対する連絡体制を定めておくものとする。
- 4 甲は、災害時における物資輸送の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を速やかに文書（様式第1号）により乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に、文書で通知するものとする。

- (1) 物資輸送を必要とする理由
- (2) 物資輸送を必要とする期間
- (3) 物資の輸送先
- (4) 物資の種類及び名称並びに数
- (5) その他必要な事項

（情報の提供）

第4条 甲は、乙が物資輸送を円滑に実施できるように、必要な情報の提供及び協力をするものとする。

- 2 乙は、物資輸送に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、第2条に規定する要請に基づき物資輸送を実施したときは、次の各号に掲げる事項を速やかに文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で報告し、後に、速やかに文書で通知するものとする。

(1) 輸送期間、輸送先、輸送距離、従事人員、従事車両数並びに物資の種類及び
名称並びに数量

(2) 物資輸送に従事した会員名

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する要請に基づき実施した物資輸送については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(事故等の報告)

第7条 乙は、物資輸送の実施の際、従事車両による事故等が発生したときは、速やかに甲に対し当該事故等の状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、物資輸送の実施のための車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

2 乙は、物資輸送の実施のための車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、当該車両の運転者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 第2条に規定する要請に基づき実施した物資輸送に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、又は疾病にかかった場合等の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、防災課、乙においては青森県トラック協会弘前支部事務局とする。

(連携活動)

第11条 甲及び乙は、平素から災害時の活動が円滑に行われるよう、乙は、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡先等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(準用)

第12条 本協定は、弘前市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第13条 本協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第14条 本協定の実施に必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月7日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 櫻田 宏

乙 弘前市大字扇町三丁目2番地2
青森県トラック協会弘前支部
支部長 佐藤 豊

青森県トラック協会

弘前支部長

様

弘前市長

物資輸送要請書

「災害時における緊急物資輸送等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資輸送を要請します。
記

1. 物資輸送を必要とする理由

2. 輸送内容等

| 輸送期間（日時） | 輸送先等 (積み込み、取り下ろし場所) | 輸送物資の種類、名称、数量 |
|----------|------------------------|---------------|
| | | |

3. その他物資輸送の実施に当たり参考となる事項

※連絡責任者：

様式第2号（第3条関係）

年　月　日

弘前市長

様

青森県トラック協会
弘前支部長

物資輸送報告書

「大規模災害時における物資輸送に関する協定」に基づき、下記のとおり物資輸送を実施しましたので報告します。

1. 輸送結果

| 輸送期間 (日時) | 輸送先 (区間及び距離) | 会員名 | 車種(t) 台数 | 乗務員数 | 輸送物資の種類、名称、数量 |
|--------------|-----------------|-----|-------------|------|---------------|
| | | | | | |

2. その他必要な事項

※連絡責任者

[定] 4-6-33 災害復旧時の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに弘前市地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害等により大規模な災害が発生し（以下「災害時」という。）大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への災害時用公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（公有財産の使用申請と許可）

第7条 乙は、甲の公有財産を資材置場・駐車場等として使用する場合、甲に対して使用申請を行い、甲が使用を許可した場合に適用する。

2 乙は、使用の申請にあたっては、弘前市公有財産規則（以下「財産規則」という。）に規定する行政財産使用許可申請書（様式第1号）により行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭で申請し、後に、当該申請書によりその許可を得るものとする。

3 甲は、乙から使用申請を受けた場合は、特別の事情が無い限り、財産規則に規定する行政財産使用許可書（様式第2号）により、これを許可する。ただし、文書により難い場合は口頭で許可し、後に、速やかに文書で通知するものとする。

4 乙は、甲の公有財産を災害発生時における災害復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外に使用してはならない。

5 前項に規定する甲の公有財産の使用料は無料とする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第8条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するととも

に、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、又は第三者に損害を与えた場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(連携活動)

第10条 甲及び乙は、平素から災害時の活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練等への参加に努めるものとする。

2 甲又は乙が、災害訓練等を行う場合、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。なお、資材置場等の利用にあたっては、第7条及び第8条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第11条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第12条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日より令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月8日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 櫻田 宏

乙 青森市橋本2丁目1番6号
東日本電信電話株式会社青森支店

支店長 井沢 厚

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲： 弘前市
総務部 防災課 防災係
電話 0172-40-7100

乙： 東日本電信電話株式会社 青森支店
正 設備部 青森災害対策室長
電話 017-774-9550

副 設備部 青森災害対策室 主査
電話 017-774-9550

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

弘前市長様

住所 青森市橋本2丁目1番6号
氏名 東日本電信電話株式会社青森支店
支店長

行政財産使用許可申請書

弘前市公有財産規則第18条の規定に基づき下記のとおり使用したいので、同規則及びその他の許可条件等を厳重に守りますから許可くださるよう申請します。

記

1 使用箇所

2 使用種目

3 使用目的及び方法 「災害復旧時の協力に関する協定」に規定する用途として使用する。

4 使用面積 m²

5 使用期間 年　月　日～年　月　日

6 使用料金 「災害復旧時の協力に関する協定」第7条の規定により減免願います。

7 市において必要を生じたときは、使用期間中でも、これを返還いたします。

- 備考 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
2 担当者の氏名及び連絡先を下部に記載してください。
3 この申請書には、使用箇所の平面図及び計画説明書を添付してください。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当者所属・氏名

電話番号

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

東日本電信電話株式会社青森支店

支店長 様

弘前市長

行政財産使用許可書

年　月　日付け（　　第　　号）で申請の弘前市公有財産使用については、下記のとおり許可します。

記

1 使用箇所

2 使用種目

3 使用目的及び方法 「災害復旧時の協力に関する協定」に規定する用途として使用する。

4 使用面積 m²

5 使用期間 年　月　日～年　月　日

6 使用料金 「災害復旧時の協力に関する協定」第7条の規定により無料

7 市において必要を生じたときは、又は公共のために必要があると認めたときは使用期間中でもこれを返還させることがある。この場合、使用者が損害を受けても市は賠償の責を負わない。

8 許可なくして使用の目的を変更し、又は他人に転貸し若しくは工作物を設置することができない。これに違反したときはこの許可を取り消す。

9 前項の取消処分があった場合で、借受者が原状回復に必要な期間が過ぎても履行する見込みがないとき、又はその履行が不完全であったときは、市で執行し、又は第三者で執行させてその費用はすべて使用者の負担とする。